

財関第615号
平成24年6月15日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成24年法律第19号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成24年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第5020号を別紙3-1のよう改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙3-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第241号）の一部を次のように改める。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第247号）の一部を次のように改める。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）の一部を次のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 国際フェリーを利用する輸出入する自家用自動車の通関手続について（昭和46年4月28日蔵関第849号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について（昭和57年3月25日蔵関第326号）の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改める。の一部を次のように改める。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。